只見町地域おこし協力隊『ただみ・モノとくらしのミュージアム学芸員』募集要項

福島県の西端に位置する只見町は、人口およそ 4,000 人の町です。日本有数の豪雪地帯で冬期には 3 メートルを越える積雪があります。一方で、この多雪環境はブナ林をはじめとする豊かな自然環境を育み、地域住民はそこから得られる自然資源をよりどころとし生活を営んできました。2016 年には、只見町全域と檜枝岐村の一部がユネスコエコパークに登録され、只見町では自然との共生を目指すまちづくりを行っています。

只見町では、国指定重要有形民俗文化財『会津只見の生産用具と仕事着コレクション』2,333 点を収蔵展示する民具収蔵庫を新たに建設しました。また、民具収蔵庫と連結している既存の『会津只見考古館』を全面改修し、只見町の歴史・民俗・文化をくらしという視点から文化遺産を未来へ伝え、発信していく施設として、『ただみ・モノとくらしのミュージアム』を 2022 年（令和４年度）に開館を予定し、将来登録博物館をめざします。

このたび、『ただみ・モノとくらしのミュージアム』での調査研究、資料収集保存、教育普及、展示企画開催等の業務に従事していただく学芸員を下記のとおり募集いたします。

〈職　　種〉 学芸員（民俗学）

〈任用形態〉 只見町会計年度任用職員（地域おこし協力隊）

〈業務概要＞

只見町内での文化行政活性化に向けて、年間を通し次の業務に従事していただきます。

（１） ただみ・モノとくらしのミュージアムにおける調査研究、資料収集保存、教育普及、展示企画開催等の業務
（２） 只見町の文化財の調査研究
（３） 講座等の運営と実施、SNS 等を活用した情報発信
（４） その他、教育委員会や文化財に関する業務

＜募集対象＞

（１）地域おこし協力隊『ただみ・モノとくらしのミュージアム学芸員』（民俗学）として業務に従事していただける方
（２）三大都市圏をはじめとする都市地域等※に在籍し、採用決定後は只見町に住民登録し生活拠点を移すことができる方（※総務省　特別交付税措置に係る地域要件確認表参照）
（３）博物館法第５条に規定する学芸員の資格を有する人又は令和４年３月 31 日までに資格を取得する見込みの人
（４）普通自動車運転免許（オートマ限定可）を有する方又は着任までに取得できる方
（５）パソコン等を活用し、SNS 等で情報発信できる方
（６）只見町の文化財に理解を示し、施設運営、調査、研究に取り組める方
（７）只見町での暮らしを楽しみ、地域住民と協力し、文化振興活性化に取り組める方
（８）勤務地まで、自家用車での通勤が可能な方　※日常の移動手段として自家用車は必須です。
（９）地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格条件に該当しない方
・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・ 只見町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

＜募集人数＞　１名

＜勤務地及び勤務先＞

只見町内（※主たる勤務地：ただみ・モノとくらしのミュージアム・只見町教育委員会）

＜勤務時間＞

原則として、１週あたり５日の勤務とし、労働時間を３７時間３０分（午前８時３０分～午後５時）と定めます。

＜勤務時間・勤務形態＞

只見町会計年度任用職員として、町長が任用します。

期間は、採用決定後最低年度末までの勤務を前提とします。但し、最長３年を限度に再任する場合があります。

＜給与・賃金等＞

只見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めるところによります。

※月額１７５，７００円～（月２１日勤務の場合）

＜待遇・福利厚生＞

（１） 雇用期間中の住居は、原則的に只見町で準備する住宅に居住し、生活費は電気代、水道代、生活備品や食費等は負担願います。※住居にかかる賃貸借料（家賃）は４万円を上限に町で負担します。

（２） 業務に係る車輌や機器、消耗品といった費用は、予算の範囲内で町が負担します。

（３） 社会保険等は、厚生年金保険、健康保険、雇用保険、非常勤公務災害補償に加入し、年次休暇（有給休暇）については基準法等関係法令によります。

（４） 転居するに当たり必要な費用は、個人の負担とします。

＜申込受付期間＞　令和３年８月２７日～９月３０日

〈採用予定日〉　令和４年４月１日

＜選考の流れ＞

［申込み］

応募用紙をダウンロードして必要事項をご記入の上、下記担当係まで送付して下さい。なお、本募集要項等をご確認の上お申し込み下さい。

応募にあたって次の証明書を提出して下さい。

・最終学校の卒業（見込）証明書（卒業証書の写しでも可）……１通

・学芸員資格証明書（資格取得見込みの方はそれを証明する書類）……１通

博物館法第５条第１項第１号の場合は当該単位修得証明書でも可（写しでも可）

送付先：郵便番号 968-0421　　福島県南会津郡只見町大字只見字町下 2591 番地の 30
只見町教育委員会生涯学習係　宛て

［採用決定までの流れ］

（１）第一次選考

書類審査の上、結果を志望者全員に通知します。

（２）第二次選考

第一次選考の合格者について面接を行います。

面接は複数回行い、オンラインで行うこともあります。

（交通費等およびオンライン面接に必要な端末や通信機材については個人負担となります。）

日時については、第一次選考結果の通知時にお知らせします。

（３）採用決定

合否については、第二次選考受験者全員に通知します。